

世田谷区介護保険条例の一部改正について

(付議の要旨)

国の消費税増税に合わせた低所得者保険料の軽減強化実施に伴い、平成31年度(2019年度)における第1号被保険者保険料を定めるため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する。

1 主 旨

国は平成31年(2019年)10月に予定されている消費税増税に合わせて、平成27年度から一部実施している低所得者保険料の更なる軽減強化を行うこととしている。

国の平成31年度(2019年度)の保険料率の軽減幅を示す政令の公布後、区においても、平成31年度(2019年度)の第1号被保険者保険料を定めるため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する。

2 改正内容

消費税増税に合わせた低所得者対策として、国は給付費の50%の公費負担とは別枠で公費(国1/2、都1/4、区1/4)を投入し、保険料の軽減強化を行うこととしている。

平成31年度(2019年度)の保険料軽減については、消費税増税が10月から実施されることから、国は軽減幅を半分にして、年度単位の保険料を設定する予定である。

国が示す保険料率に基づき算出している区の保険料についても、国の軽減強化を踏まえて、下表のとおり改正する。

なお、国が第6期介護保健事業計画策定時に国第2段階(区第3段階)の保険料率を0.65から0.75に引き上げた際、区は0.65のままとした。当段階についても、2020年度に国が示す料率と合わせる形で軽減幅の半分を引き下げる。

< 国及び世田谷区の保険料率及び保険料 >

上段:保険料率/下段:保険料(円)

段階	国				世田谷区			
	本則	30年度	31年度 2019年度	2020年度 (予定)	本則	30年度	31年度 2019年度	2020年度 (予定)
国第1 (区第1・2)	0.5	0.45	0.375	0.3	0.5 38,700	0.45 34,830	0.375 29,025	0.3 23,220
国第2 (区第3)	0.75	0.75	0.625	0.5	0.65 50,310	0.65 50,310 (0.5) (38,700)	0.575 44,505 (0.5) (38,700)	0.5 38,700
国第3 (区第4)	0.75	0.75	0.725	0.7	0.75 58,050	0.75 58,050 (0.5) (38,700)	0.725 56,115 (0.5) (38,700)	0.7 54,180 (0.5) (38,700)

()内数字は、本人申請に基づく世田谷区独自減免後の保険料率及び保険料

・2020年度以降の軽減幅については、平成31年度(2019年度)に改めて政令改正される予定

3 区の独自減免

区の独自減免は、本人の申請により区第3段階及び区第4段階を対象に保険料率0.5として実施しており、改正後も継続して実施する。

なお、区第3段階については、今回の改正により2020年度の保険料率が0.5となり、独自減免後の保険料率と同じとなる。

4 条例改正

平成31年度(2019年度)の保険料率の軽減幅を示す政令が、国の予算成立後(平成31年3月末予定)に公布される見込みであるため、条例改正の提案については、平成31年度(2019年度)当初に行う。

5 改正による影響額

一般会計繰出金

平成31年度(2019年度) 約9千6百万円

内訳 第1・2段階 3億2百万円

第3段階 6千万円

第4段階 2千万円

合計3億8千2百万円 うち区負担分(1/4) 9千6百万円

2020年度 約1億6千3百万円

内訳 第1・2段階 4億9千万円

第3段階 1億2千2百万円

第4段階 3千9百万円

合計6億5千1百万円 うち区負担分(1/4) 1億6千3百万円

6 今後のスケジュール(予定)

平成31年(2019年)1月17日 政策会議

5月 福祉保健常任委員会報告

第1回区議会臨時会に条例改正案の提案

改正介護保険条例の施行(4月1日に遡及適用)

第7期における第1号被保険者の保険料段階と保険料

段階	所得段階区分	国料率	世田谷区料率・保険料			人口 構成比
		料率 〔平成30年度〕 〔平成30年度〕 <2019年度> (2020年度)	平成30年度 料率 (軽減後料率) (軽減後金額) (円)	平成31年度 (2019年度) 料率 (軽減後料率) (軽減後金額) (円)	2020年度 料率 (軽減後料率) (軽減後金額) (円)	
1	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	0.50 〔0.45〕	0.50 〔0.45〕 〔34,830〕	0.50 〔0.375〕 〔29,025〕	0.50 〔0.3〕 〔23,220〕	2.7%
		<0.375> (0.3)	0.50 〔0.45〕 〔34,830〕	0.50 〔0.375〕 〔29,025〕	0.50 〔0.3〕 〔23,220〕	
2	本人の合計所得金額と課 税対象年金収入額の合計 が80万円以下の方	<0.375> (0.3)	0.50 〔0.45〕 〔34,830〕	0.50 〔0.375〕 〔29,025〕	0.50 〔0.3〕 〔23,220〕	14.2%
		0.75 〔0.75〕 <0.625> (0.5)	0.65 50,310 (0.5) (38,700)	0.65 〔0.575〕 (0.5) (38,700)	0.65 〔0.5〕 (0.5) (38,700)	
3	本人の合計所得金額と課 税対象年金収入額の合計 が80万円を超え120万円 以下の方	0.75 〔0.75〕 <0.625> (0.5)	0.65 50,310 (0.5) (38,700)	0.65 〔0.575〕 (0.5) (38,700)	0.65 〔0.5〕 (0.5) (38,700)	5.1%
		0.75 〔0.75〕 <0.725> (0.7)	0.75 58,050 (0.5) (38,700)	0.75 〔0.725〕 (0.5) (38,700)	0.75 〔0.7〕 (0.5) (38,700)	
4	本人の合計所得金額と課 税対象年金収入額の合計 が120万円を超える方	0.75 〔0.75〕 <0.725> (0.7)	0.75 58,050 (0.5) (38,700)	0.75 〔0.725〕 (0.5) (38,700)	0.75 〔0.7〕 (0.5) (38,700)	5.2%
		0.90	0.90 69,660	0.90 69,660	0.90 69,660	
5	本人の合計所得金額と課 税対象年金収入額の合計 が80万円以下の方	0.90	0.90 69,660	0.90 69,660	0.90 69,660	14.2%
6	本人の合計所得金額と課 税対象年金収入額の合計 が80万円を超える方	基準額 1.00	1.00 77,400(月額6,450)	1.00 77,400(月額6,450)	1.00 77,400(月額6,450)	8.2%
7	合計所得金額が120万円 未満の方	1.20	1.20 89,010	1.15 89,010	1.15 89,010	10.0%
8	合計所得金額が120万円 以上200万円未満の方	1.30	1.30 96,750	1.25 96,750	1.25 96,750	10.9%
9	合計所得金額が200万円 以上300万円未満の方	1.50	1.50 108,360	1.40 108,360	1.40 108,360	10.1%
10	合計所得金額が300万円 以上400万円未満の方	1.70	1.70 123,840	1.60 123,840	1.60 123,840	5.8%
11	合計所得金額が400万円 以上500万円未満の方		1.70 131,580	1.70 131,580	1.70 131,580	3.1%
12	合計所得金額が500万円 以上700万円未満の方		1.90 147,060	1.90 147,060	1.90 147,060	3.2%
13	合計所得金額が700万円 以上1,000万円未満の方		2.30 178,020	2.30 178,020	2.30 178,020	2.3%
14	合計所得金額が1,000万円 以上1,500万円未満の方		2.70 208,980	2.70 208,980	2.70 208,980	1.8%
15	合計所得金額が1,500万円 以上2,500万円未満の方		3.20 247,680	3.20 247,680	3.20 247,680	1.4%
16	合計所得金額が2,500万円 以上3,500万円未満の方		3.70 286,380	3.70 286,380	3.70 286,380	0.6%
17	合計所得金額が3,500万円 以上の方	4.20 325,080	4.20 325,080	4.20 325,080	4.20 325,080	1.1%

国は第6期介護保険料第2段階(区第3段階)の料率を0.65から0.75に変更しているが、区では0.65を継承している。

()内数字は、本人申請に基づく世田谷区独自減免後の保険料率及び保険料

世田谷区の第7期介護保険料の軽減強化

